

**当クリニックでは診療報酬改定に基づき、院内の書面掲示をウェブサイト上の掲載を行っております。**

## **医療情報取得加算について**

当院はオンライン資格確認を行う体制および、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用できる体制の整備を行っておりマイナンバーカード使用出来ます。

## **医療DX推進体制整備について**

医療DX推進体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、活用して診療を行っています。電子処方箋の導入、電子カルテ情報共有サービスの活用も実施しております。病状に応じ、28日以上長期投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付も可能です。

## **明細書発行体制**

明細書には使用薬剤・検査等の患者情報を記載し、無償で発行します。

## **診断書・証明書の発行**

一般診断書・生命保険への証明書の発行を行っております。

## **地域におけるかかりつけ医機能としての取り組み**

健診結果等の健康管理に関わる相談、夜間休日の問い合わせへの対応及び必要に応じた専門医又は医療機関への紹介行っています。医療機関情報提供制度を利用してかかりつけ医機能を有する入り機関が検索可能です。

## **外来後発医薬品使用体制**

当院では後発医薬品の使用を推進しています。医薬品の品質や安全性、安定共有体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することがあり、その旨の十分な説明を実施しています。

## **個人情報保護法を順守**

問診票、診療録、検査記録、エックス線写真、歯型、処方箋等の「個人情報」は別掲の利用目的以外には使用しません。

# すこやか歯科クリニックは厚生労働省が求める施設基準 （在宅療養支援歯科診療所 1）が備わっており、 訪問診療を行うにふさわしい歯科診療所として認定されております。

## 在宅療養支援歯科診療所の基準

次のいずれにも該当し、在宅等の療養に関して歯科医療面から支援できる体制等を確保していること。

過去 1 年間に歯科訪問診療料 1 及び歯科訪問診療 2 を在宅療養支援歯科診療所1は合計15回以上、在宅療養支援歯科診療所2は合計10回以上算定していること。高齢者の心身の特性（認知症に関する内容を含むものであること。）、口腔機能の管理、緊急時対応等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師が 1 名以上配置されていること。

なお、既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。

歯科衛生士が配置されていること。

当該クリニックにおいて、歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な保険医をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者又は家族に対して説明の上、文書により提供していること。

歯科訪問診療に係る後方支援の機能を有する別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。

当該診療所において、過去 1 年間の在宅医療を担う他の保険医療機関、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所又は介護保険施設等からの依頼による歯科訪問診療料の算定実績が 5 回以上であること。

在宅療養支援歯科診療所1の場合は、以下のいずれか1つに該当すること。

当該地域において、地域ケア会議、在宅医療・介護に関するサービス担当者会議又は病院・介護保険施設等で実施される多職種連携に係る会議に年 1 回以上出席していること。

歯科訪問診療に関する他の歯科他の歯科医療機関との連携実績が年1回以上あること。

在宅療養支援歯科診療所1の場合は、過去1年間に、以下のいずれかの算定が1つ以上あること。

栄養サポートチーム等連携加算 1 又は 2 の算定があること。

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の算定があること。

退院時共同指導料 1、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料の算定があること。

年に 1 回、歯科訪問診療の患者数等を関東信越厚生局長に報告しています。